

花王 ファミリーカード

本人会員・家族会員ともに
年会費無料

ご利用のご案内



※Mastercardもございます。

-
- ① ICチップ**：ICチップ付クレジットカードを店頭でご利用の場合、サインの代わりに「暗証番号」を入力することによりカードをご利用いただけます。
※誤った暗証番号を連続して一定回数入力した場合、セキュリティ機能により、ICカード対応端末でご利用いただけなくなりますのでご注意ください。
 - ② カード番号**：お客様の登録番号です。インターネットショッピングや当社へのお問い合わせの際に必要となります。
 - ③ 有効期限**：カードの有効期限を月/年(西暦下2桁)で表示しております。
 - ④ 会員名**：ローマ字で姓名表示してあります。万一表示に間違いがございましたら、UCコミュニケーションセンターまでご連絡ください。
 - ⑤ 署名欄**：カードをお受け取り後、ご確認のうえ、ご署名ください。

花王ファミリー会

〒103-8210 東京都中央区日本橋茅場町1-14-10

☎03-3660-7884

花王ファミリーカード UCマスター UC VISA 会員特約

第1条(名称)

本カードは、花王ファミリー会(以下「甲」と称します。)と株式会社クレディセゾン(以下「乙」と称します。)が提携して発行するもので、Kao Family Card UC Mastercard・VISA(以下「カード」と称します。)と称し、通称をKao Family Cardと称します。

第2条(会員—本人会員・家族会員)

- 1.カードは、甲の会員を対象とし、本特約と乙のUCカード会員規約を承認してカード利用の申込みをし、乙がカード利用を承諾した方を本人会員とします。契約は、乙が承諾した日に成立するものとします。
- 2.本人会員が代金の支払いその他一切の責任を引受けることを承認したご家族で、乙が適当と認めた方を家族会員とします。

第3条(カードの発行)

乙は、本人会員および家族会員にカードを発行し、貸与するものとします。

第4条(規約の適用)

本人会員および家族会員には本特約および乙のUCカード会員規約が適用されるものとします。

第5条(本規約の変更等の準用)

UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

第6条(会員資格の喪失)

- 1.本人会員が甲の会員の資格を失った場合には、原則、カードの会員資格も失うものとします。ただし、甲の会員資格喪失時点で勤続10年以上の場合は、カード会員資格を継続できるものとします。
- 2.この場合の取扱いについてはUCカード会員規約第10条第2項及び第3項に従うものとします。

第7条(会員情報の利用)

入会申込者(以下、「会員」と称します。)は、甲が下記の会員の情報(以下「利用内容」と称します。)を下記の利用目的のために乙と相互に交換し、保護措置を講じた上で利用することに同意します。

1.利用内容

- (1)クレジットカードお申込者の氏名、生年月日等ご入会時およびご入会後に届け出た事項。
- (2)クレジットカードの有効期限、退会状況。
- (3)お勤め先(花王グループ)会社名・氏名コード

2.利用目的

花王ファミリーカードにおける会員資格確認のため。

3.個人情報の利用及び提供について

個人情報をご提供いただく際に明示した利用目的(上記2)の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。

4.個人情報の開示、訂正、削除

会員は、甲に対して、所定の手続きに従い、自己の個人情報に関する開示・訂正等、利用停止等および第三者提供の停止等の請求を行うことができます。ただし、個人情報保護法および別記UCカード会員規約における《個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項》等に定める場合には、請求に対応しない場合もありますので予めご了承ください。

お問い合わせ事項	住所・電話番号等
・会員情報の利用(第7条)について	花王ファミリー会 〒103-8210 東京都中央区日本橋茅場町1丁目14番10号 TEL 03-3660-7884